

令和3年度

第3回 松戸市国民健康保険運営協議会

会議録

開催日時：令和4年1月31日(月曜日) 午後1時30分 開会

開催場所：松戸市役所 新館7階大会議室

< 出席者 >

運営協議会委員

定数17名のうち出席者14名

松戸市

福祉長寿部
部長

国民健康保険課
課長
課長補佐
収納担当室
室長
室長補佐
班長 2名
健診班
班長
資格賦課班
班長
給付班
班長
(事務局)
企画調整班
班長
担当

出席者計12名

1. 千葉県国民健康保険団体連合会理事長表彰

事務局

開会に先立ちまして、千葉県国民健康保険団体連合会理事長表彰のご紹介をいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から接触を極力避けるため、賞状と記念品は後ほど事務局からお渡しすることとし、この場ではご紹介のみとさせていただきます。何卒ご了承ください。

この表彰は、国民健康保険事業などに功績のある方を対象としており、千葉県国民健康保険団体連合会表彰規程第2条第2号の「連合会並びに国民健康保険事業及び介護保険事業に関係する者であって在職5年を超え、かつ、功績のあった者」に、当協議会の委員が該当されました。

—— 表彰者の報告 ——

以上、表彰のご紹介とさせていただきます。

2. 福祉長寿部長挨拶

3. 会長挨拶

4. 開会

委員 17名のうち14名出席

傍聴人 4名

5. 議題

会長

では、これより、議事に入りたいと思います。

今回、協議会に諮問されました議題は、

議題1

「松戸市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例（案）の制定について」

議題2

「松戸市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例（案）の制定について」

議題3

「松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の制定について」

議題4

「令和3年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（案）について」

議題5

「令和4年度松戸市国民健康保険特別会計予算（案）について」

の5点です。

はじめに、

「議題1 松戸市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例（案）の制定について」と、
「議題2 松戸市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例（案）の制定について」

の2件は関連がありますので、一括議題として事務局からの説明の後、それぞれの議題について、採決をいたします。

では、事務局から説明をお願いします。

—— 事務局説明 ——

会 長

それでは、ただいまの件について、委員の皆様から質疑やご意見を頂戴したいと思います。

委 員

貸付の実績が久しくないようですが、この時期に基金を廃止しようとする理由を教えてください。

事務局

高額療養費貸付基金については平成30年3月31日、出産費資金貸付基金については令和2年12月16日に不納欠損処理が完了いたしました。廃止にあたり、近隣市と状況確認や意見交換をする中で、各自治体とも利用実績がないことや、代替手段が整備

されていること等も確認できたことから、この時期での廃止といたしました。

また、こうした経緯や、後程ご説明いたしますが、令和4年度に保険料率を引き上げなければならない状況となる見込みであったことから、少額ではございますが、引き上げ抑制のための財源とするべきと考え、この時期での廃止を提案させていただきました。

委員

コロナ禍で経済情勢が悪化している中で、この時期の廃止で良いのでしょうか。

事務局

委員ご指摘のとおり、コロナ禍により経済情勢は悪化している中ではございますが、先の説明でも申し上げたとおり、両貸付基金を廃止しても被保険者の皆様がお困りになることのないような代替手段が整っていることや、保険料率を引き上げざるを得ない状況があったため、この時期での廃止とさせていただきました。

会長

他に何かございますか。

では、質疑がないようですので、お諮りします。

まず、「議題1 松戸市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例（案）の制定について」の原案に賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全員賛成 ——

ありがとうございました。

「議題1 松戸市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例（案）の制定について」は、原案のとおり承認されました。

続きまして、「議題2 松戸市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例（案）の制定について」の原案に賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全員賛成 ——

ありがとうございました。

「議題2 松戸市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例（案）の制定について」は、原案のとおり承認されました。

続きまして、

「議題3 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の制定について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

—— 事務局説明 ——

それでは、ただいまの件について、委員の皆様から質疑やご意見を頂戴したいと思います。

委 員

広域化により保険者が市から県へと変更となり、市にとっては納付金が課される仕組みとなりましたが、新型コロナウイルス感染症による受診控えが戻りつつあるといった報道も目にしますが、今回の保険料率の引き上げは広域化による影響もあるのでしょうか。

事務局

委員ご指摘のとおり、受診控えも解消されつつあり、医療費は増加傾向にあります。そうした中で、県が医療費を推計し、それを基に各市町村に納付金と標準保険料率を示しますが、市は県から示される標準保険料率どおりに設定すれば、納付金を支払うことが可能となります。これまでも標準保険料率と本市が設定してきた料率は乖離しており、その不足分を財政調整基金で補填しておりましたが、令和4年度に基金残高を全て使い切ってもなお、予算を編成できないことから、被保険者の皆様にご負担をお願いするものです。

委 員

財政調整基金の残高がなくなることについて、これまで財源不足分を補っていた基金の残高がなくなるということは、今後保険料へ転嫁されるという認識で良いのでしょうか。

事務局

計画的に保険料率の見直しを行っていただければ良かったものの、結果として基金が枯渇してからの保険料率の改定となるため、今後も保険料率の見直しを行っていく必要があります。本来であれば、今後の保険料率の見通しを本協議会でお示しするべきところではありますが、令和4年度も一般会計からの繰り入れをお願いしている状況であるように、一般会計の財政状況等も含め、総合的に判断していただかなければならないことから、今後については不透明な状況です。

会 長

広域化による影響もあり、財政調整基金を使い切ってしまったという部分もあるでしょう。

他に何かございますか。

では、質疑がないようですので、お諮りします。

「議題3 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の制定について」の原案に賛成の方の挙手をお願いします。

—— 賛成多数 ——

ありがとうございました。

「議題3 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の制定について」は、原案のとおり承認されました。

続きまして、

「議題4 令和3年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（案）について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

—— 事務局説明 ——

それでは、ただいまの件について、委員の皆様から質疑やご意見を頂戴したいと思います。

委員

災害臨時等特例補助金のコロナ分について、国と県合わせて9,400万円余りを見込んでいるようだが、国・県合わせて補助率10分の10となるという理解でよろしいでしょうか。

事務局

お見込みのとおりでございます。

委員

資料5-4の11ページに保健指導実施者数の記載があるが、直営の実施者数が大幅に減少しているのは新型コロナウイルス感染症が影響しているのでしょうか。

事務局

従来の特定保健指導は、市職員の直営と医師会への委託の二本柱で行ってまいりましたが、実施率向上のため、令和元年度から専門事業者へ動機付け支援部分の委託を開始いたしました。このことによって、一定の効果が認められたことと、さらなる特定保健指導実施率向上のため、令和4年度から、積極的支援部分も専門事業者への委託を予定しております。そのため、直営の件数が大きく減少しているものであり、新型コロナウイルス感染症による影響ということではございません。

また、特定保健指導を外部委託することにより、市の保健師、管理栄養士が糖尿病重症化予防のための保健指導への取り組みに注力することが可能となります。

委員

病院事業への繰出金である1,100万円は、総合医療センターへの繰り出しですか。コロナに関連した経費も繰り出すのですか。

事務局

総合医療センターへの繰り出しであり、医師等の確保対策を行っている場合や、病床数に応じて交付されるもので、コロナに関連した経費を繰り出すものではございません。

他に何かございますか。

では、質疑がないようですので、お諮りします。

「議題4 令和3年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（案）について」の原案に賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全員賛成 ——

ありがとうございました。

「議題4 令和3年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（案）について」は、原案のとおり承認されました。

続きまして、

「議題5 令和4年度松戸市国民健康保険特別会計予算（案）について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

—— 事務局説明 ——

それでは、ただいまの件について、委員の皆様から質疑やご意見を頂戴したいと思います。

委 員

不納欠損処理をする条件を教えてください。

また、制度の継続、納付の公平性の観点からお聞きしますが、滞納対策はどのように行っているのでしょうか。

事務局

不納欠損を行う条件についてですが、滞納者の財産調査を行い、財産が見つければ差押を行います。しかし、財産がない方も当然いらっしゃいますので、そういった方々へ過度な保険料負担を強いることはできないため、回収不能なものとして、不納欠損処理をすることができることになっております。

現年度分の保険料の納付を優先しておりますが、滞納対策としては、未納者へ督促状や催告書を送付するとともに、納付が困難な方に対しては、随時納付相談を受け付けております。

委員

例えば、滞納を何か月続けると保険証が使えなくなるというような具体的な期間はあ
るのでしょうか。

事務局

通常の保険証は有効期間が1年間ですが、前年の納付率が一定以下の方には有効期間
が6か月間の短期証と呼ばれる保険証を滞納が解消するまで発行しており、それでもな
お、滞納が続く場合は、医療機関での窓口負担が10割となる資格証明書を発行してお
ります。

委員

それらの方は、実際にどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

事務局

前年度の納付額が賦課額の50%以下の場合には、有効期間が6か月間の短期証を交
付しておりますが、令和2年度決算ベースでは2,041件発行しております。また、
短期証の方が特別な事情なく、そのまま1年間滞納を続けると、医療機関での窓口負担
が10割となる資格証明書を発行しておりますが、軽減に該当するような所得が低い方
には資格証明書は発行しておりません。資格証明書の発行件数は、令和2年度決算ベ
ースでは1,460件となっております。

委員

医療費の増加との説明がありましたが、ジェネリック医薬品の使用促進や重複受診の
抑制等も過去の運営協議会の場で説明がありましたが、効果はどうなっているのだし
ょうか。

事務局

ジェネリック医薬品の数量シェアは、令和3年度は常に80%を超えて推移しており、
使用割合は増加傾向にあるものの、透析などの高額な医療費が増え続けていることによ
り、ジェネリック医薬品の使用が進んでいても、それを打ち消すような医療費の伸びを
示しております。

委員

ジェネリック医薬品の数量シェアが80%を超えているというのも、あくまでも先発医薬品に代わるものがあればという前提においてであるかと思えます。

自然増で医療費が伸び続けている現状がある中で、さらに基金が枯渇し、このまま何も対策を打たず、再来年度はさらに保険料を上げざるを得ない状況になるということは危惧しなければならないと思いますが、再来年度以降の保険料率の見込みを教えてくださいなればと思います。

事務局

令和4年度は、約7億円の基金残高がありましたが、令和5年度以降はそれもなくなるため、概算で15億円ほど不足する見込みであります。不足分の全額を一般会計へ負担をお願いすることは当然厳しい状況であることから、保険料率の引き上げも行わざるを得ない状況となると思えますが、被保険者の皆様の過度な負担とならないよう努めてまいります。

委員

医療費の伸びはもちろんあると思いますが、その他の管理費の部分の見直し等も含めて示していただくことで、全体が見えてくると思うので、今後検討をお願いします。

事務局

医療の高度化により、医療費が伸びている現状はありますが、特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率の向上に努めるとともに、事務費の見直しが必要な部分はきちんと見直してまいります。被保険者の皆様のご負担を可能な限り抑制していきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

他に何かございますか。

では、質疑がないようですので、お諮りします。

「議題5 令和4年度松戸市国民健康保険特別会計予算（案）について」の原案に賛成の方の挙手をお願いします。

ありがとうございました。

「議題5 令和4年度松戸市国民健康保険特別会計予算（案）について」は、原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、議題は全て終了いたしました。

議題1から議題5の全てについて、原案のとおり承認した旨を市長に答申いたしますので、ご承知おきください。

以上をもちまして、運営協議会を終了します。

—— 午後3時00分終了 ——

この会議録の記載が真正であることを認め、署名します。

令和 4年 2月 14日

松戸市国民健康保険運営協議会

会 長 板原 栄治 